

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (9時35分)

日程第4「議案第41号令和3年度松田町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号令和3年度松田町一般会計補正予算(第8号)。令和3年度松田町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,931万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月5日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第41号令和3年度一般会計補正予算(第8号)について御説明をさせていただきます。補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金充当事業や、自然災害によりお亡くなりになられた町民のですね、遺族に対する災害弔慰金の支給、新モビリティサービスの事業計画の策定経費などに伴う補正となります。

それでは、8ページ、9ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今回の補正額は1,101万9,000円となります。歳出のですね、感染症総合対策事業の地域集会施設等感染対策整備事業補助金や、中小企業・小規模事業者等支援金などに伴う補正となります。

次に、教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金、説明欄、学校保健特別対策事業費補助金では、16万8,000円の補正となります。また、同様にですね、中学校費国庫補助金、説明欄同様に学校保健特別事業対策事業費補助金について

も、5万2,000円の補正でございます。こちらについては2分の1の補助事業となります。新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息することを目的にですね、子供たちの健康・安全のため、多くの子供たちや教職員が集まるところにより感染リスクをあらかじめ抑える観点から、小・中学校に対し感染防止用の消耗品等の購入に伴う経費に対して補助されるものでございます。

次に、県支出金、県負担金、民生費負担金、節、災害弔慰金負担金187万5,000円の補正でございます。自然災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対し支給されるものでございます。災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、松田町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて支給されるものでございます。県よりですね、弔慰金支給額に対し4分の3が支給されるため、ここで補正をするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。10ページ、11ページでございます。総務費、総務管理費、財産管理費、説明欄（8）感染症総合対策事業の地域集会施設等感染症対策整備補助金40万1,000円の補正でございます。地域の実情を踏まえ、各自治会が集うための地域集会施設において、感染症対策に伴う支援として補正するものでございます。今回は、町屋地域集会施設と中丸地域集会施設のエアコンが故障したことから、その整備を行い、3密対策の強化促進を図るための補正となります。

次に、地域交通対策費、説明欄、地域公共交通事業につきましては、新モビリティサービス事業の策定に伴う町負担分といたしまして、424万9,000円を補正するものでございます。この新モビリティサービス事業については、国にですね、2つの事業として応募をいたしました。しかしながら1つ目のですね、日本版のMaaS推進支援事業という事業については、不採択となってしまいました。その理由や要因については、今、国に確認中ではございます。そして今回もう一つですね、新モビリティサービス事業計画策定事業につきましては、国からお認めいただいたもので、ここで補正を提案するものでございます。

この事業計画に伴う町の負担分については、混雑を回避した移動手段など、

ウィズ及びアフターコロナを見据えた新たな交通サービスいわゆるMaaSなど、これはですね、鉄道をはじめとして多様な移動手段や様々なデータの活用を通じて、公共交通をさらに便利にする取組として、いわゆる運行経路の検索、また予約、決済までのスキームをですね、システムすることによるものでございます。このシステムの活用や交通事業者との連携した新たな取組につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第36条の2に基づくですね、新モビリティサービスの事業計画の策定に必要な調査、また当該計画の達成状況の評価に係る事業経費でございます。

また、観光交通サービスとしても、観光施設までの経路、交通手段、所要時間、料金等の検索、予約機能、また決済までを一括してですね、提供する新モビリティサービス事業を実施するための必要な計画となるものでございます。

またさらにですね、平成23年3月に策定しました町の地域公共交通連携計画いわゆる法定計画がございます。これからですね、もう10年が経過をし、ここで新たなモビリティサービスの事業として、この計画策定に向けて取り組むものでございます。

総事業費につきましては、849万2,000円となりますが、このうちの2分の1の補助金が町の地域公共交通会議、いわゆる法定会議体がございます。ここに直接交付されますので、実質町の負担分といたしまして424万9,000円の支出となります。

主な経費の内訳といたしましては、モビリティサービス協議会を立ち上げて、その開催経費に対する委員報償、また地域交通ニーズやアンケートなどによるデータ収集、また分析費用、そしてこの計画を作るための策定費用によるものでございます。なお、この計画策定に伴う進捗状況等につきましては、随時議会に報告させていただきますので、町民のニーズに対応した地域公共交通対策に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、民生費、災害救助費、臨時災害救助費、説明欄（1）災害弔慰金支給事業でございます。本弔慰金につきましては、7月の3日にですね、梅雨前線による大雨の影響により、神奈川県をはじめ関東や東海地方で記録的な

大雨となり、静岡県熱海市においては土石流による甚大な被害が発生いたしました。この熱海市の土石流に伴う自然災害により、当町在住の方がお亡くなりになられたため、その遺族に対し、法令及び町条例に基づき250万円の災害弔慰金を支給するための補正となります。なお、お亡くなりになられた方の御冥福を心より申し上げます。

続きまして商工費、商工振興費、説明欄（7）感染症総合対策事業については、4件分の追加といたしまして、経営安定緊急融資利子補助金4万8,000円。また、経営安定緊急融資中小企業信用保証料補助金に79万円でございます。

そして事業収入の減少率に伴い、町内事業者に対し支援金を交付する中小企業・小規模事業者等への支援金については、90件分が見込まれるため、ここで900万円を増額補正するものでございます。

基金への積立金につきましては、4件分の利子補給に係る56万円を積み立てるための増額補正でございます。

続きまして、教育費、小学校費、目、寄小学校費及び松田小学校費の（5）の感染症総合対策事業につきましては、感染拡大防止に係る除菌用のアルコールなど消耗品の購入に伴う補正でございます。

併せて、12、13ページでございます。中学校費でございます。感染症総合対策事業の消耗品についても、感染拡大防止対策に伴う消耗品を購入するための補正でございます。こちらもですね、コロナ関連の地方創生臨時交付金とですね、学校保健特別対策事業費を活用し、10分の10の補助事業として行うものでございます。

最後に予備費でございます。487万4,000円の減額で、総額は3,636万7,000円となります。

以上、一般会計補正予算（第8号）について、御審議よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
10番 齋 藤 2点ほどお願いします。1点目は、歳出のところの先ほどの説明がありました新モビリティサービスですけれども、事業計画策定計画ということか。そ

ここで運行の路線とかを検索をかけるコンピューターのシステム作りとかをやるという話ですけれども、ここに来ていろんなところの、こういうコースがあるよとか、そういうのは基本的に東京でとかの人たちが検索かけてこっちへ来るための手段の一つだと思うんですけど、その経路とかのところには旅行会社が必ず絡んでくると思うんですけども、その辺はどのような計画を持って、大手と何か提携されるのか、そういった方法でやられるのかどうかということが1点と。

もう1点はですね、先ほどの災害弔慰金支給事業、熱海の問題ですけれども、ユーチューブでのっかってたんですけど、松田町にも同じ名義の方が土地を持っているとかということで、人災だったあの事故に対しての現状、その辺がそういうことが、今、世間に多く出てるんですけども、町が把握している情報としては、その件についてはいかがかと思います。その2点だけお願いいたします。

政策推進課長      ありがとうございます。まず1点目のですね、今回応募した件なんですけれども、日本版のMa a S推進支援事業というものの、いわゆるこれからいろいろなシステムの構築のための経費については、不採択ということになってしまいました。今回はですね、この計画に基づいて、各種団体あるいは民間を踏まえて、計画策定の中にどのように進んでいくかと、経路等もやるかというようなものを法律で定めてほしいというものの中で取り組んでいくこととなりますので、今踏まえた形で、これから協議会をつくって、そのようなニーズをはかっていきますので、その辺を情報共有をして、いい計画を作って運行に向けて進んでいきたいというふうに考えております。以上です。

参事兼まちづくり課長      2点目の御質問にお答えします。私が知り得ている情報の中での回答でございます。熱海の土石流を受けましてですね、同一の業者ではないかという御指摘でございます。県とですね、相談をいたしまして、県西土木事務所の開発担当者ですね、直後から2回にわたり調査をしております。現在のところ、災害に至るような土壌の変動とか、そういったことは見受けられないということで、これからも注視してまいりたいと思っております。以上です。

10番 齋藤 1点目、M a a Sの件、たしかこの辺で小田急電鉄さんがM a a S、参入していると思います。あとJ Rさんも参入しているのかな。その辺とうまく連携とりながら、この地域を皆さんに来ていただいて、楽しんでいただけるような策をこれから練っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

2点目、災害弔慰金のこの土地の問題ですけれども、この前ちょっとまた新たなユーチューブの中に、ごみを捨てる白い大きな四角い布みたいな袋というんですか、あれがあそこに散らばっているという画像が流れていたんですよ。ですのでちょっと不安になったので、その辺今後も注視しながら見ていただければと思います。二度とあのような災害を起こしたくないと思います。まして当町のところで起こしたくないので、ぜひとも注意しながら見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

6番 井上 1点ですね、質問といいますか、ページ11ページの新モビリティサービス事業、補正予算額424万9,000円です。これにつきましては、先ほどですね、課長の説明がありましたけれども、8月の全員協議会の中でも、これは7月19日作成というようなことでの公募申請等ですね、の説明資料がありました。今回ね、ここで補正予算でどういうふうな内容で新規事業で始めるのかということであればですね、基本的に8月の全協資料で出された以上ですね、説明資料が必要ではないかなというふうに思います。例えば、8月の全協で出された資料の中では、組織としてですね、松田、大井、小田急とか、そういうふうなところが入っています。これらが含めてですね、協議会の成立メンバーになるかというふうに理解して、先ほどの説明もそうなのかなというふうにも思いましたが、じゃあ実際に例えば大井町はどういうふうな意向であるのか、そういったことの確認できる資料等がですね、提出されないというのは、まことに説明が足りないのではないかなというふうに思います。課長の説明と併せてですね、そういった説明資料の提出をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進課長 まず、この計画につきましてはですね、交付申請ということで出しております

す。この中にですね、組織団体名として松田町、大井町ということで今、申請をしている状況でございます。これを受けて採択をされたと。大井町につきましてはですね、どのような意向かということは、担当サイドとの中ではですね、広域の連携をしていこうということでは、これは資料として残しているということはないんですけども、確認はしております。確認をして、このような事業に申請をし、採択されたときには一緒に取り組んでいこうということで、大井さんとは確認をとれているという状況でございますので、これに伴う資料ということについては、細かい資料はありませんので、このような中で進めていくと。ここはやっぱり大井さんも力強くですね、今後の広域連携の交通サービスで、ニーズをはかっていきたいという意向があったので、併せて報告させていただきます。以上です。

6 番 井 上 資料というのは、そういうものを説明した資料を、何も先ほどの説明、議案の説明でもね、なく、前回の8月の時点での資料では配ってあるので、例えば今、説明された大井町の動向については、それを加えれば、そういった資料をですね、提出をしていただきたいと。今現在で、こういう新しい事業をね、この臨時議会でやって、すぐにそのまま即決だということではなく、もしそういうふうにはですね、この補正予算を説明をするのであれば、当然そういった資料を出すというのが当然ではないかなというふうに思います。一般財源として424万9,000円という説明まではですね、理解できましたが、例えば8月時点での資料は、工程とかですね、財源、補助対象経費の財源等々があります。それらを今現在でどうなっているかということですね、説明をしないとですね、単純に一般財源420万だから、補正予算を通してほしいというだけの口頭だけの説明じゃなく、こういった資料をですね、もう8月の時点で出されているというのを踏まえて、8月は全員協議会という場ですけども、今回は本会議という場の提出する議案です。そこら辺はもう少しですね、説明に対しての重きを置いた資料提出をお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

政策推進課長 町として今ある現状の大井町さんの意向がどうだったとか、そういうものを提示して、あとスケジュール的なものとか、そういうものを提示していただき

たいと。いわゆる公募のときの申請書というところによろしいでしょうか。今ここに、申し訳ございません。ここにですね、公募のときの申請書の中に大井町と書いてあるんですね。団体名。これに基づいて認定をされたということなので、ここに大井町の動向がどうであったとか、そういうことはここに書くべきもの…私は書くべきものではなく、こういうのをもう認識した上で申請を出していますので、そういう資料であればそのまま、この資料を提出することは、私は可能かと思いますが、いかがでしょうか。

6 番 井 上 　ただ、その内容ですと、大井町はまだ特にここについては判断を出されていないと。担当レベルでの調整はできているんですけども、大井町としての判断は出されていないというふうに理解をしました。それであれば、そういうふうにですね、ここに書くべき。書いたものを、やはり今時点で、10月5日の臨時議会で出された議案に対する参考資料だと。10月5日時点では、大井町はこうでしたというふうな説明というのは、それが、これからじゃあこの補正予算をどうするかというところの判断材料に必要なだということで、今、質問をしているわけですね。

政 策 推 進 課 長 　まず、申請のときにですね、国のほうに申請したときに、大井町と確認をとって、大井町さんの名前を入れて、一緒に連携していこうということで、ここに申請を出しております。これを受けて大井町さんも認識をした上で了承して進んでいますので、大井町さんは認識してないとか、そういうふうなことはないというふうに私は考えております。以上です。

6 番 井 上 　当然ね、そこで出すのであれば、大井町のやはり行政の組織としてはですね、やはり町長の決裁を得た上で出しているのである。先ほどは課長のほうの説明は、担当者レベルではというふうな説明をされましたよね。だから、それはまだ大井町はまだ未確定なのかなというふうに判断を私はしたわけですね。もし、それがちゃんと大井町の意思決定が済んでいるということであれば、ここに大井町はいつ…日付が分かればね、いついつ意思決定確認済みというふうな説明を入れると。それだけ…大井町がどうこうだけじゃなくてね、やはり全体の説明として、今時点の10月5日時点での説明として、8月に出されたところと、



もう約2か月ぐらい経過しているわけですね。ですので、例えば経費にしろ、先ほどの金額とはやはりちょっと違ってきている部分もありますし、補正予算の金額とは違ってきている部分もあるかと思えますし、計画策定の工程等も変わってきているというのは当然ですね、想定できます。それらの資料をお出しになるつもりはありませんかという質問です。

政策推進課長 出すといたしましては、公募を当初出したときに、全ての団体、大井町さんを含めてですね、確認をし、ここに載せて国に進達しますということを理解を得て、もちろん大井さんも町長の理解を得て提出していいという判断で、このように提出をしております。おりますので、その資料であればですね、このまま提出することは可能かと思えますが、日程についてはですね、おおむね変更はございません。ございませんので、大きく変わったところは先ほど言いましたM a a Sですね、もう一つのM a a Sという、もう一つの事業がちょっと今、不採択になってしまったということで、私は考えております。以上です。

6 番 井 上 だから資料をね、今時点での資料を提出していただく…いただきたいと思いますが、いかがですかという質問です。

政策推進課長 今ある資料で、一番今の考え方に踏まえた資料としまして、公募の申請書がございます。このままちょっと提出をさせていただきたいということでございますので…いや、申請…公募申請書というのがあるんですね。計画に伴う申請書というのが別にあるんです。そこは細かい内容、日程とか書いてないですよ…あ、書いてあるな。(私語あり)

議 長 これでしょう。これは前回の全協でもらってますよね。公募申請書って。7月15日作成ということで。

6 番 井 上 だから、先ほど…8月にもらってるということは、先ほどから言ってますよね、何回も。課長、座っていただいて結構ですよ。それから2か月たって、先ほどのM a a Sも不採択になったとか、そういったところがあって、その中の8月の資料として全体額772万円とか、あと工程ですね。それが変わってなければ、別にこれはね、出されなくてもいいんですけども、変わっている、今時点でね、ここで臨時議会に出される間に何らかの変動要因があって変わって

いるのであればね、それはその資料を私としては出していただきたいと、そういう要望です。

政策推進課長 この計画どおりに進んでおりますので、変更はございません。以上です。

6 番 井 上 事業費が変わってるでしょう。これ、全体額772万円。先ほど全体額が八百何万円という説明がありましたよね。それは変わってないんですか。

政策推進課長 じゃあ回答させていただきます。計画の策定見込み経費ということで、これ税抜きということで、国のほうの申請はこのような形で出す形になっておりますので、全体総事業費は税込みという額で今回の補正に計上させていただきます。以上です。

議 長 6番議員、よろしいですか。

6 番 井 上 じゃあもう一度ですね、そのところを税込みの金額、口頭でいいですから言ってください。

政策推進課長 まずですね、新モビリティサービス協議会の開催経費といたしまして、5回分の委員報償で115万2,000円でございます。一つ一つ…3つの…（私語あり）総額まとめて。じゃあ、総事業費といたしまして税込みで849万2,000円です。（私語あり）こっちの資料ですね。じゃあ、すみません。皆さんがもし…6番の計画策定に要する見込み経費の表ですよ。じゃあ、最初の協議会開催事務費でございます。これ、消費税のほうを含めまして115万2,000円です。そして、その次ですね、データ、アンケート等の集計・分析が277万8,000円。計画策定に伴う事業費が456万2,000円になりますので、総額が849万2,000円となります。（私語あり）そうですね、2分の1で、限度額として受けるものでございます。以上です。

6 番 井 上 あと、工程等は変わっていないということでいいんですかね。ちょっとその協議会の開催というのが、もうここで、これだと9月になっていますけれども、その辺がどうなのか。補正予算がやはり議決した後に開催をされるのか、その工程、3ページの工程等ですね、についてお伺いをいたします。

政策推進課長 9月のものがございますので、ここは10月の当初、もうすぐ、今もう準備を進めていましたので、ここで入らせていただきますので、2回目の開催につ

いても10月に行っていくと。協議会の開催経費については、10月、2回をやるということで進めさせていただきます。ニーズ調査、ヒアリングについても、9月になっておりますので、この辺についてはもう事前の協議をして進めて、準備ということで進めておりましたので、このような形で進めさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 この新モビリティサービスの事業の内容についてはですね、おおむね理解できましたが、町長にお願いをしたいんですけれども、やはり今、数字のほうですね、修正をしたものは、あくまでも全協の、全員協議会ですね、資料という形で、やはり本会議の中で議案の説明をするのであれば、やはり参考資料という形をですね、ほかの条例等の議案についてもですね、ほぼ参考資料を添付していただくということもあります。例えば今、傍聴の方もいられますけれども、私たちが今、課長とですね、そういうやりとりをしても、何のことだか全然傍聴の方も分からないと思います。ぜひ本会議の参考資料というのは、やはり議会、傍聴者にとってもですね、それらを理解をしてですね、真摯の議論をするために必要なものだというふうに私は考えておりますので、それらについてのですね、参考資料を今後はぜひですね、つけていただくよう要望して終わります。

議 長 よろしいですか。（「町長に。」の声あり）町長、何かございますか、その件で。

町 長 非常に今回のやりとりについて、ちょっと私も疑問に思うところなんですけれどもね。多少なりこの件については説明を申し上げる場をどこかで作っていただけると、説明するということは少し議長を通じて話をしたこともあるような気がします。ですから、今、井上議員が言われているのは、この場でそういうことがないようにというようなことであるのであれば、そこは我々も全くもって同じ感じで考え方でいます。そんなごちゃごちゃやっている場合じゃないと思いますし、そこについては、もう少し、議長も含め、議会運営委員長も含め、その辺が議会がスムーズに進めるように、今後調整してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

議

長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第41号令和3年度松田町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。(10時11分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3年11月18日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員 6番 井 上 栄 一

署名議員 7番 南 雲 ま さ 子